

寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣 旨) 第1条 この要綱は、町における<u>留守家庭児童等</u>の健全な育成を図ることを目的とする寒川町放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 ～ 略 ～ (名 称 及 び 位 置) 第3条 児童クラブの名称<u>及び位置</u>は、別表のとおりとする。 (加える) (実施方法) 第4条 別表に掲げる児童クラブの実施方法は、寒川町長(以下「町長」という。)が<u>適当と認めている団体</u>に委託する。 (対象児童) 第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号いずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める児童については、この限りでは<u>ない</u>。 (1) <u>町内のおおむね小学校第1学年から第3学年までに在籍している者</u> (2) (略) (開所時間) 第6条 児童クラブの開所時間は、原則として<u>下校時から午後6時までとする。</u>	(趣 旨) 第1条 この要綱は、町における<u>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童</u>の健全な育成を図ることを目的とする寒川町放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 ～ 略 ～ (名 称、位置及び定員) 第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、保育が特に必要であり、かつ、児童クラブの事業に著しく支障が生じない場合は、定員を超えて入所させることができる。</u> (実施方法) 第4条 別表に掲げる児童クラブの実施方法は、寒川町長(以下「町長」という。)が<u>適当と認めたもの(以下「受託者」という。)</u>に委託する。 (対象児童) 第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号いずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める児童については、この限りで<u>ない</u>。 (1) <u>I 町内在住の小学校に在籍している者</u>0 (2) (略) (開所時間) 第6条 児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。 (1) <u>月曜から金曜日までは、下校時から午後6時まで</u> (2) <u>土曜日は、午前9時から午後5時まで</u> (3) <u>前号以外の町立小学校の休業日は、午前9時から午後6時まで</u>

2 前項の規定にかかわらず、学年始休業、夏期休業、冬期休業、学年末休業(以下「長期休業」という。)及びその他小学校の休業日開所時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、長期休業日の開所時間前30分は児童受入のための準備時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは
_____、開所時間を変更することができる。
(閉所日)

第7条 児童クラブの閉所日は、次に掲げるとおりとする。_____

(1)～(3) (略)

(4) 土曜日。但し、児童クラブの事情によっては、この限りではない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める日
(指導者)

第8条 児童クラブに指導員
を置く。_____

2 指導員は、幼稚園教諭、保育士等児童の遊びを指導する資格を有する者とする。但し、資格を有しない者であっても、心身共に健全で、児童に対する知識及び経験が豊かで、児童の健全育成に熱意があり、かつ、町長が認めた場合は、この限りではない。

(指導内容)

第9条 児童クラブにおける指導内容は、

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、受託者は特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、開所時間を変更することができる。
(閉所日)

第7条 児童クラブの閉所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、受託者は児童クラブの運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に閉所日を定め、又は開所日を設けることができる。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

(放課後児童支援員)

第8条 児童クラブに寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)第10条に規定する放課後児童支援員を置く。この場合において、1人を除き、同条で規定する補助員をもってこれに代えることができる。

2 放課後児童支援員の数は、次のとおりとする。

(1) 入所児童が19人以下のときは、2人以上

(2) 入所児童が20人以上39人以下のときは、3人以上

(3) 入所児童が40人以上のときは、4人以上

(指導内容)

第9条 児童クラブにおける指導内容は、

次のとおりとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定
 - (2) 遊びの活動への意欲の形成と基本的生活習慣の習得のための支援
 - (3) 遊びを通して自主性、社会性及び創造性の向上
 - (4) 放課後児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡
 - (5) (略)
 - (6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動
- (入所及び退所手続等)

第10条 児童クラブに入所を希望する児童の保護者は、児童クラブ入所申込書 _____に必要事項を記入し、児童クラブに提出しなければならない。

2 児童クラブは、前項の提出があったときは、その内容を審査し、結果を申込者に通知するものとする。

3 児童クラブは、おおむね次の優先順位により入所の承認をするものとする。

- (1) 父子又は母子家庭の児童
- (2) 保護者の疾病又は病弱のため児童の世話が十分果たせない家庭の児童
- (3) 両親がともに就労している家庭の児童
- (4) その他町長が必要と認める児童

4 児童クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)

5 児童クラブを退所する児童の保護者は、児童クラブ退会届 _____を児童クラブに提出しなければならない。
(委託料)

第11条 委託料の対象経費は、児童クラ

次のとおりとする。

- (1) 入所児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定
 - (2) 入所児童の遊びの活動への意欲の形成と基本的生活習慣の習得のための支援
 - (3) 入所児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上
 - (4) 入所児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡
 - (5) (略)
 - (6) その他入所児童の健全育成上必要な活動
- (入所及び退所手続等)

第10条 児童クラブに入所を希望する児童の保護者は、児童クラブ入所申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、受託者 _____に提出しなければならない。

2 受託者 _____は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、結果を申込者に通知するものとする。

3 受託者は、前項の審査をするときは、次に掲げる優先事項を踏まえ審査するものとする。

- (1) ひとり親家庭の児童
- (2) 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)の児童
- (3) 虐待、家庭内暴力等の恐れがある場合など、社会的養護が必要な児童
- (4) 低学年の児童
- (5) 前各号に類する事情がある児童

4 受託者 _____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)

5 児童クラブを退所する児童の保護者は、児童クラブ退所届(第2号様式)を受託者 _____に提出しなければならない。

(削る)

ブの管理運営に要する経費のうち、飲食
物費を除く、指導員の配置費、運営費、
施設使用料及び施設管理費とする。

(経費の負担)

第12条 児童クラブは前条の対象経費以
外に児童クラブを運営するにあたり、有
効と認める経費については、保護者に負
担させることができるものとする。

(関係書類)

第13条 児童クラブは、次に掲げる書類
を常に備えなければならない。

(1)～(10) (略)

(加える)

(運営委員会の設置)

第14条 児童クラブは、児童クラブの円
滑な運営を図るため、青少年指導員、自
治会の役員、児童の保護者、学校長、民
生委員等地域で活動する各種関係者で
構成する運営委員会を設置し、当該運営
委員会は、児童クラブの円滑な運営のた
めの指導及び助言を行うこととする。

(補則)

第15条 (略)

(経費の負担)

第11条 受託者_____は町長の承認を得
て、事業の実施に必要な経費の一部につ
いて、_____、保護者に負
担させることができるものとする。

(関係書類)

第12条 受託者_____は、次に掲げる書類
を常に備えなければならない。

(1)～(10) (略)

2 前項に規定する書類は、児童クラブの
事務を受託した日の属する年度の翌年
度から5年間保管しなければならない。

(運営委員会の設置)

第13条 受託者_____は、児童クラブの円
滑な運営を図るため、青少年指導員、自
治会の役員、児童の保護者、学校長、民
生委員等地域で活動する各種関係者で
構成する運営委員会を設置し、当該運営
委員会は、児童クラブの円滑な運営のた
めの指導及び助言を行うこととする。

(補則)

第14条 (略)

別表(第3条・第4条関係)

名称	位置
寒川小学校区あ おぞらクラブ	神奈川県高座郡寒川町 宮山934番地
旭小学校区わか ぱクラブ	神奈川県高座郡寒川町 倉見1675番地3
南小学校区星の 子クラブ	神奈川県高座郡寒川町 一之宮九丁目9番1号
小谷小学校区げ んきっ子クラブ	神奈川県高座郡寒川町 小谷四丁目5番1号
一之宮小学校区 わんぱくクラブ	神奈川県高座郡寒川町 一之宮七丁目3番1号

(加える)

(加える)

～略～

別表(第3条・第4条関係)

名称	位置	定員
寒川小学校区あ おぞらクラブ	寒川町宮山934番 地	40名
一之宮小学校区 わんぱくクラブ	寒川町一之宮七 丁目3番1号	37名
旭小学校区わか ぱクラブ	寒川町倉見1675 番地3	40名
小谷小学校区げ んきっ子クラブ	寒川町小谷四丁 目5番1号	25名
南小学校区星の 子クラブ	寒川町一之宮九 丁目9番1号	45名

第1号様式(第10条関係)

(略)

第2号様式(第10条関係)

(略)

～略～

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行す
る。